



【第 109 回】2016 年 2 月 25 日 森信茂樹 [中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員]

英国とドイツの食品価格表示に見る、 軽減税率導入で起きかねない混乱



英国とドイツの例を見ながら、実際に日本で軽減税率

が導入された場合、食品価格表示においてどんな混乱が生じ得るのかを考察してみよう

税制改正法案が国会に提出され、消費税軽減税率問題が議論の俎上に上っている。

格差・貧困・少子化問題に悩むわが国において、1兆円もの社会保障財源を失う軽減税率の導入がいかに関「経済愚策」であるか、その点を議論すべきなのだが、政治家のスキャンダルの追及などに貴重な時間をとられて、議論は必ずしも十分ではない。

民主党も対案を出すようだが、1兆円あれば低所得者対策として、若年層・ワーキングプアを支援できるような政策が十分可能である。具体的には、給付付き税額控除の一種で、低所得の勤労者に減税と給付を組み合わせる支給

する制度で、多くの先進国が導入し効果を上げている勤労税額控除などを提言して、議論すべきではないか。

わが国に決定的に欠けている政策は、最低賃金でフルタイムで働いても、200万円程度の収入しか稼げない若者やシングルマザーへの支援である。なぜかわが国では、ここに焦点を当てた議論が行われていない。しかし大部分の先進諸国はここに焦点を当てた勤労税額控除なる政策ツールを持っている。

アベノミクスの行き詰まりが明らかになりつつある今日こそ、所得再分配、若年勤労者支援の政策を打ち出すべきだ。

さて、多くの論点がある軽減税率だが、「外食を除く食品」が軽減税率の対象となった点を取り上げてみたい。

正確に定義すると、飲食設備のある場所で顧客に飲食サービスを行う場合、「持ち帰りのための容器に入れ、または包装を施して行う飲食料品の譲渡」に当たれば「食品」になる。そこで、コンビニにイートイン・コーナーのある場合でも、持ち帰りのための容器に入れられて販売される場合は、通常の「食品」の提供（軽減税率）に当たり、トレイに載せられて座席まで運ばれる、返却の必要がある食器に盛られた食品は「外食」（標準税率）に当たることになる。

現実に「混乱覚悟」となるのは、ファストフード店などにおける、テイクアウトとイートインの区別であろう。この問題については、[連載第71回](#)において、英国、ドイツ、フランスの3カ国の消費税軽減税率の執行状況を取り上げたところである。

英国とドイツの区分け事例に見る テイクアウトとイートインの煩わしさ



【画像 1】



【画像 2】

英国では、その区別を店が顧客に聞いて判断していたのだが、購入時にはテイクアウトといってその場で食べる「不正」が多く発生したので、提供される際の食品の「温度」によって、常温より暖かい「ホットフード」はテイクアウトしても標準税率とされた。

たとえば、【画像 1】の英国スターバックスの価格は 2 つの表示がなされている。上段が、イートインの場合の値段(標準税率)、下段がテイクアウトの場合の値段(ゼロ税率)である。これが基本である。

しかし【画像 2】では、イートインとテイクアウトとが同じ値段になっている。これは、価格表示の下に「ENJOY HOT」という表示があり、この食品は「温めて食べる」ということなので、テイクアウトだろうがイートインだろうが、標準税率(20%)がかかる、つまり「ホットフード」であるということの意味する。注文するとレンジで温めてくれる。



【画像 3】

煩わしいので、多くのファストフード店では、わかりやすくするために【画像 3】の「ホットキャビネット」を設置しており、この中で販売されるものは「ホットフード」で全て標準税率となっている。キャビネット内のスープや保温してある食べ物 (Hot Wrap) の値段表示は 1 つである。

【画像 4】は、コンビニのバナナの価格表示である。イートインが 60P、テイクアウトは 50P、ちょうど消費税率 20%分だけ価格が異なる。わが国でもこのようなことになるのだろう。



【画像 4】



【画像 5】

一方ドイツでは、店が顧客に聞いて「外食 (標準税率) かどうか」を判断する方法をとっている。そこで、【画像 5】のように、イートインとテイクアウトの 2 つの値段が書いてある。標準税率は 19%、軽減税率は 7%である。もっともこの

店では、店内で食べる場合は標準税率だが、店頭で並べた椅子で食べる場合は、テイクアウトと同じ軽減税率で販売していた。

お客が申し出れば会計し直し 日本は「ドイツ方式」になる？

さて、わが国ではどうなるのだろうか。財務大臣の国会答弁から判断すると、「商品が提供される時点での顧客の意思に従って判断する」ということのようなので、ドイツ方式である。国会では、「店内で食べるつもりで購入し、その後持ち帰ることにした場合の税率はどうなるか」というようなことが議論されている。ちなみにこの場合は、「客が申し出れば、会計をし直すことが認められる」という答弁であった(2016年2月20日『朝日新聞朝刊』記事)。

しかし店側としては、このような煩わしさは避けたいところだ。テイクアウトと言って安く購入したお客が、店内で食べるといった場面は、容易に想像できる。お店側にそれを排除する権限はない。

そこで、ドイツ・マクドナルドでは、興味深い価格表示を異なっている。【画像6】は、ドイツ・マクドナルドでハンバーガーを買った際のレシートだが、テイクアウトとイートインの場合、適用税率は異なる(19%と7%)にもかかわらず、同じ価格で販売されているのである。お客が「テイクアウトと言って購入し、その場で食べる」という行動を防ぐためである。税当局とのトラブルを避けたいという店側の配慮もある。

